

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、税制に関する議論で「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする、森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な取り組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」等の方針が示されました。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

税制に関する議論で示された「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする、森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な取り組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」等の議論を踏まえて、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
経済産業大臣

あて

「働き方改革」関連法案の取り扱いに関する意見書

一昨年6月、超党派の議員提案で過労死等防止対策推進法が衆参両院ともに全員が賛成して可決・成立している。この法律は基本理念のみで雇用者への罰則規定がない等の問題点もあるが、「人間らしさを無視した長時間労働が放置され、尊い命が奪われる社会を終わらせたい」という遺族の願いが法律という形になったものであり、何より国が過労死対策の必要性を認めたという意義は大きい。しかしながら、現実には働き過ぎによる過労死・過労自殺はいまだなくなっておらず、悲劇が繰り返されている。

政府は、今秋開催する臨時国会において、いわゆる「残業代ゼロ法案」と「残業時間の上限規制法案」などを「働き方改革関連法案」として提出し、成立を目指すとしている。

「残業代ゼロ法案」は、労働時間規制をなくす「高度プロフェッショナル制度」を導入するとともに、何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制を拡大するとしている。働く人の健康を守るために残業自体を規制することを目的としている割増残業代などの規制がなくなり、合法的に長時間労働を強いられる人が増える可能性があり、過労死促進法になるという厳しい批判が行われてきた。一度国会に提出されたものの、2年間余り審議入りできていないものである。

「残業時間の上限規制法案」は、上限規制と言いながら残業時間を2ヵ月～6ヵ月の平均で月80時間、繁忙期で月100時間未満まで認めることとしており、過労死ラインの残業を公的に容認するものになりかねない。

現在「働き方改革」として必要とされているのは、過労死等防止対策推進法の理念を実現することであり、働き過ぎによる健康被害や死に至る悲劇をなくすことである。複数の法案を一本化して関連法案として扱うことは、論点が複雑化し十分な審議時間を確保できなくなることも懸念される。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対して、「働き方改革」関連法案という一括化をやめ、労働時間規制の見直しについては、労働者の真に人間らしい働き方、健康と賃金を保障するものとすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年9月22日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて